

1 計画の目的

新発田地域広域事務組合及び下越福祉行政組合（以下「2組合」という。）では、効率的、効果的な組合運営を図るため、各共同処理事務の望ましい方向性（施策）を検討し、その実現に向けた具体的な方策（事務事業）を明確にする「第2次新発田地域広域共同処理基本計画」（以下「計画」という。）を策定しました。

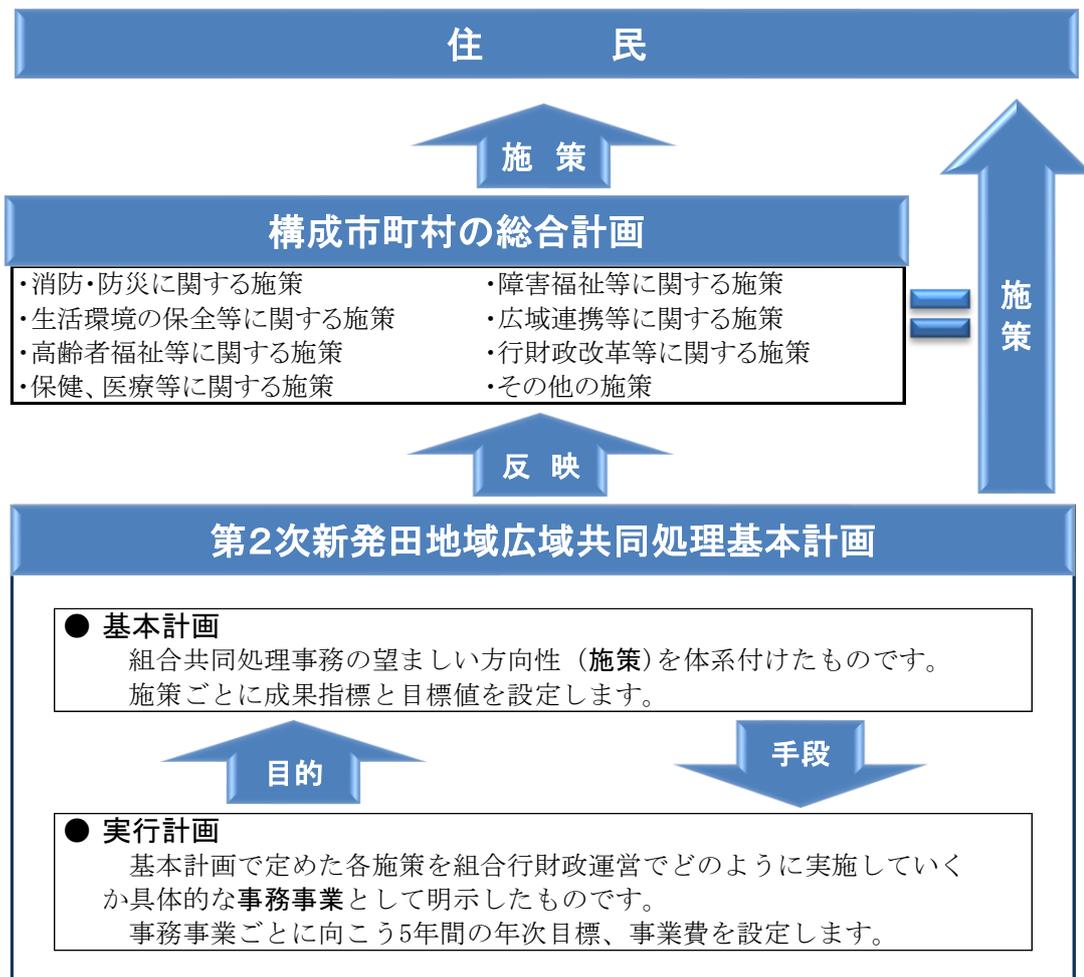
計画の目的は、次のとおりです。

- 2組合が担う共同処理事務の最上位の計画として位置付け、策定しています。
- 2組合は構成する市町村の事務を共同処理する役割を担っていることを明示し、各共同処理事務を施策として、市町村の総合計画に反映します。
- 共同処理事務の効果的、効率的な運営を図ります。
- 住民から見えにくいと言われている共同処理事務の明確化、透明化を図ります。
- 全職員が計画策定作業に参画し、その意見を計画に反映させています。

2 計画の構成

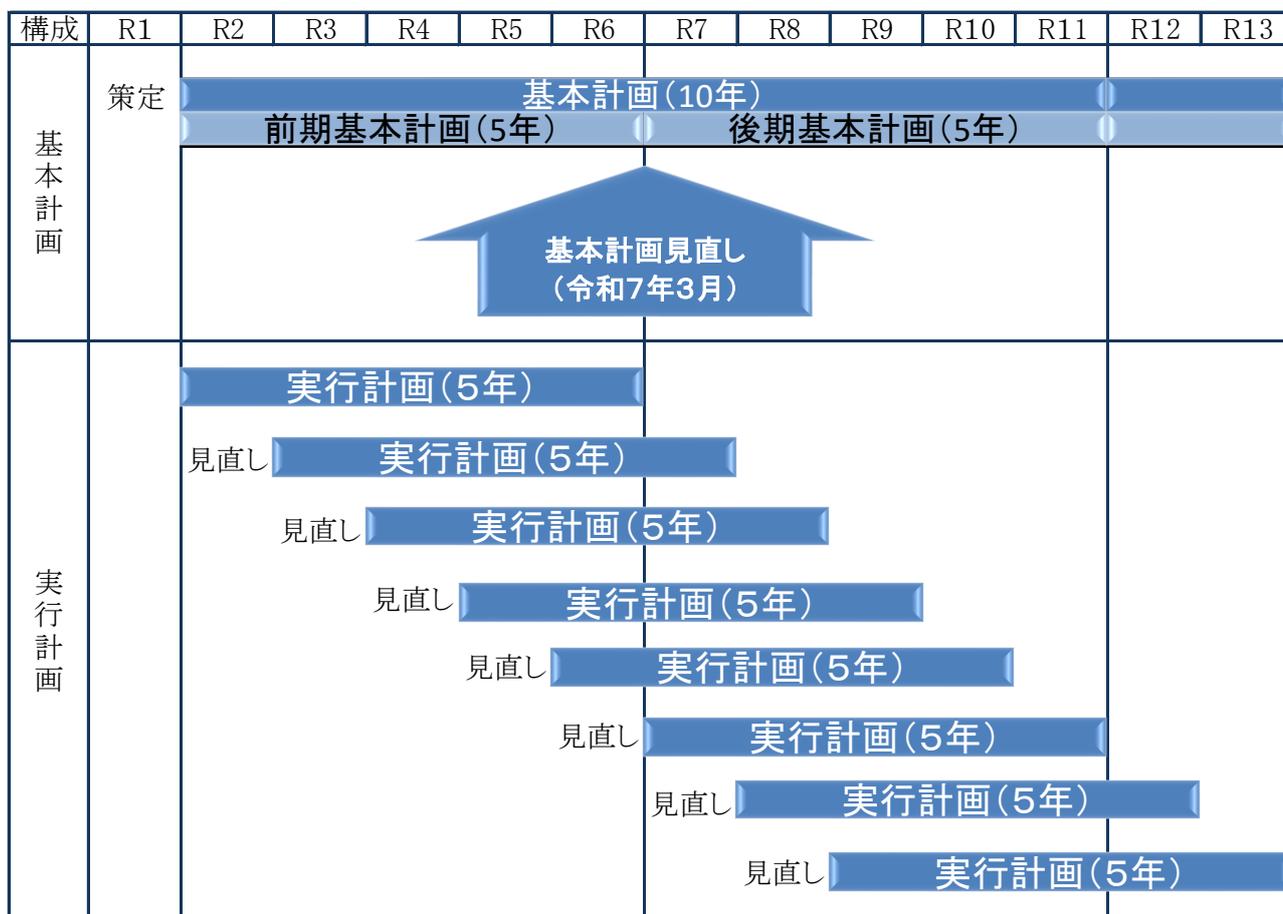
本計画は、「基本計画」及び「実行計画」から成り、これらの施策を効果的に推進することは、2組合を構成する市町村の総合計画で示されている「将来像」や「基本理念」、「政策方針・政策大綱」の実現に寄与することにつながります。

構成市町村の総合計画との関係を含め、本計画の構成を次のとおり図示します。



3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間としています。なお、計画開始から5年後の令和6年度に見直しを行い令和7年度から令和11年度までの後期計画を策定します。また、実行計画の期間は、5年間とし毎年度見直しをします。



～参考～

構成市町村の総合計画の期間

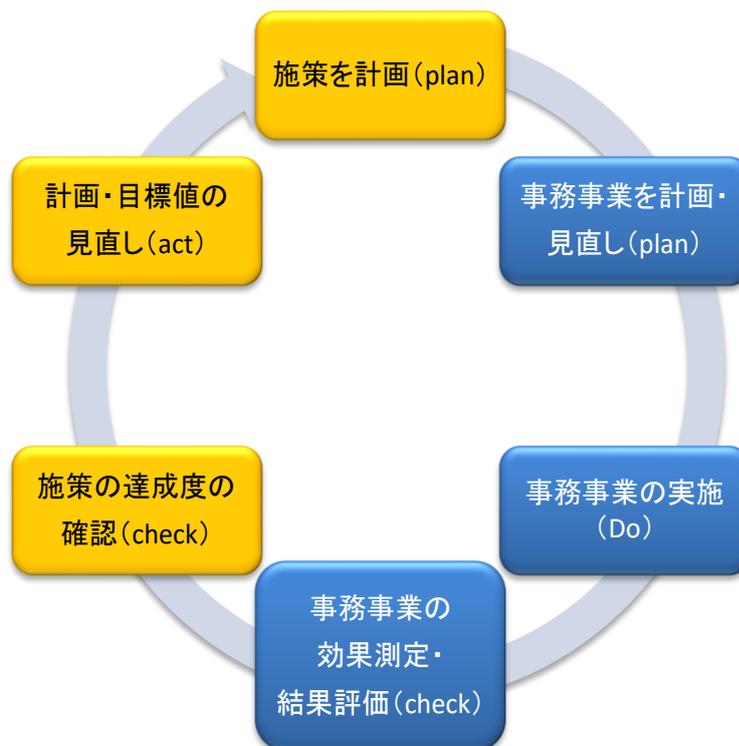
自治体名	計画名			将来像
	策定年	実施期間	次回更新	
新発田市	新発田市まちづくり総合計画			住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた
	令和2年度	8年	令和10年度	
胎内市	第2次胎内市総合計画			自然が活きる、人が輝く、交流のまち”胎内”
	平成29年度	10年	令和8年度	
聖籠町	第4次聖籠町総合計画			緑・ふれあい・夢づくり ～協働による町民自治の実現～
	平成23年度	10年	令和2年度	
阿賀野市	阿賀野市総合計画			元気で明るく活力のある魅力的なまち
	平成28年度	9年	令和6年度	
新潟市	こいがた未来ビジョン			地域・田園・自然の力を活かし、健康で安心して暮らせるまちづくり 日本海開港都市の拠点性を活かし、創造的に発展を続けるまちづくり
	平成27年度	8年	令和4年度	
村上市	第2次村上市総合計画			笑顔のまち村上
	平成29年度	8年	令和3年度	
関川村	第6次関川村総合計画			豊かで住みよい活気ある村
	平成28年度	10年	令和7年度	
粟島浦村	第3次粟島浦村総合整備計画			ふるさと粟島
	平成24年度	10年	令和3年度	

4 計画の評価・見直し

計画の進行管理と評価を行うため、新発田地域広域共同処理事務施策評価会議を設置し、毎年度継続して実施します。

行政評価は、施策レベル、事務事業レベルでそれぞれ行うこととし、計画で定めた各成果目標(Plan)が毎年の施策の展開や事務事業の実施(Do)により、達成されたかどうかを評価(Check)し、評価結果を計画の見直しや予算、人事等に適切に反映させ(Act)、「PDCAのサイクル」を回して着実に計画を推進します。

また、令和7年3月には基本計画の見直しを行い、時代に対応した形に施策を見直します。



5 組合運営の理念

こ 効果的・効率的な

う 運営（管理・経営）を

い 意識しながら

き 今日も実践！！

